

女性の強みを生かす カロ力急配、セイコー運輸の取り組み

男女雇用機会均等法が制定されてから30年が経過した。政府は2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にするとしているが、国際労働機関（ILO）の報告書によると、日本の女性管理職の比率は11.1%にとどまり、108の国・地域別ランキングでは96位と低水準。運送業界で見れば、女性の活躍は進んでいない。女性の進出は課題が山積しているのだろうか。

引越して活躍

女性が活躍できない「足」が挙げられる。また理由の一つに「柔軟な」女性の採用をし、労働時間への対応不理由に「出産・育児



「住む」全国交流会 業務提携事業者が集う。第4回「住む」全国交流会が、大阪コロナホテルで5日から1泊2日の日程で開催された。同交流会は自社の強みを生かし、さまざまな事業展開例を各

社が本音で紹介し、ノウハウの共有とにも現場の悩みを解決するといふもの。1日目は13社・17人が参加し、活発に意見が交わされた。1日目は、各社が自己紹介を兼ねて自社の状況を約5分

報告。セイコー運輸の宮高蒙氏による「住む」の理念報告後、カロ力急配、ティスコ運輸（山形市）、六郷小型貨物自動車運送（秋田県仙北郡）の3社が、取り組み事例の報告を行った。各社から

は、引越サービスでの運賃問題や、寒冷地での雪かきサービスなどの取り組みの「引越安心マーク」の取得などについて質問が出た。さらに、顧客レスポンス対応型Webサイトへの移行、全国パートナー各社の情報発信強化、全国未開拓地域の運送会社の発掘を目的としたWeb更新案、さ

らに3ブロック制導入で協力関係を結びやすくし、地域の特性を生かす「住む」新体制案を発表。2日目は、「Web・体制・ブランド」について討論。「住む」発展のための戦略を全員で考える機会を設けた。提案について決議が行われ、各社が今後の意気込みを話し、閉会した。（木村麻理奈）



平川社長は、6の両日に開かれた「第4回住む」全国交流会の事例報告の場で、ドライバーでは女性活用について「荷物の梱包や細やかな対応は女性なら自然とできる。感覚や荷物を運ぶコツなどは身につけなければいけないが、冷蔵庫やタンクは女性でも持てる。引越しても女性の活用は大いにあるのではないかと話す。

また、「当社の女性ドライバーは4人で、一般貨物の仕事は時間の制限があったり持てない荷物も出てきたりするが、引越しては活躍できる。女性の乗る軽トラックに弊社の

女性の強みを生かせる仕事がたくさんあるのではないかと発言していた。運送業界でも宅配など新たなサービスが次々と誕生したが、女性の進出でこれまでとは違った目標のサービスが誕生するだろう。実際に、女性の意見を生かすコンサル会社や、女性独特の感性を取りこぼしている需要をキャッチし、競合他社との差別化を図る会社も登場している。

家庭をもつ女性を採用した際、例えば、時短勤務で周りの従業員にしわ寄せが及ぶようでは本末転倒。人員を増やすなどバランスを取る必要がある。柔軟な人事制度も必要だが、何よりも従業員全員が女性活用に関心を持って理解することが必要だろう。（木村麻理奈）

で辞める可能性が高く倉庫作業や事務所でいという声があるが、柔軟に対応して女性の強みを生かしているとい

物の梱包や細やかな対応は女性なら自然とできる。感覚や荷物を運ぶコツなどは身につけなければいけないが、冷蔵庫やタンクは女性でも持てる。引越しても女性の活用は大いにあるのではないかと話す。

また、「当社の女性ドライバーは4人で、一般貨物の仕事は時間の制限があったり持てない荷物も出てきたりするが、引越しては活躍できる。女性の乗る軽トラックに弊社の

は、引越サービスでの運賃問題や、寒冷地での雪かきサービスなどの取り組みの「引越安心マーク」の取得などについて質問が出た。さらに、顧客レスポンス対応型Webサイトへの移行、全国パートナー各社の情報発信強化、全国未開拓地域の運送会社の発掘を目的としたWeb更新案、さ

らに3ブロック制導入で協力関係を結びやすくし、地域の特性を生かす「住む」新体制案を発表。2日目は、「Web・体制・ブランド」について討論。「住む」発展のための戦略を全員で考える機会を設けた。提案について決議が行われ、各社が今後の意気込みを話し、閉会した。（木村麻理奈）

トトラックドライバーの労働時間時間の違反に対する罰則が厳しく多くの運送事業者は改善基準に相応した。しかし、「長距離運行で休憩期間を与えるのが難しい」とケースの払拭は簡単ではなく、本州便を運行する北海道の運送業者にとって「フェリー乗船時の2時間時間」が大きな問題となっている。先に開かれた北下協の総会で、人会長（シズナイロゴス）は「フェリー乗船時の拘束時間が増えている。この拘束時間を、休憩期間にしろもらえないかと請している。そうしてもらえればや仙台などに行く時、有効な人ができるようになる」と述べた。

改善基準では、運転者が勤務2時間未満の場合、「2時間」が拘束時間として取り扱われ、その後は休憩期間として取り扱うべきという。自動的「2時間」としてカウントされる。乗船前の手待ち時間も多く、拘束時間となり（4時間以上）休憩として休憩期間に組み入れる能）、また、乗降船時にトラックが必要があるため、連続したがとれず、拘束時間がよりかきにより、改善基準の順守が難しくなってしまう。

ノウハウ共有、悩み解決

「住む」全国交流会 業務提携事業者が集う

昭和50年の創業以来、現在ではハトの事業をマークの引越専、トラ安全・

マツキ 地元へ真 中古車販売